

伊勢市人權施策基本方針

平成24年

伊 勢 市

は じ め に

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」この普遍的な原理こそが平和の基礎であると謳った世界人権宣言が採択されて半世紀あまりが過ぎようとしています。しかし、世界では依然として武力紛争やテロ、人質事件、貧困による餓死などによって多くの尊い命が失われたり、人権が脅かされたりしています。国内では、一昨年3月11日に起こった東日本大震災によって、多くの方が亡くなられ、甚大な被害を被りました。さらに、原発事故に関わった風評被害や除染作業による新たな人権問題も引き起こされています。また、私たちのまわりには、いじめ問題や虐待、インターネットによる差別事象など相手の人権を無視したさまざまな問題が起きています。このような時代だからこそ、もう一度原点に帰り「命の重さ」「人権尊重」「心の豊かさ」などについてみんなでしっかり考え、語り合い、力を合わせる事が大切なのではないでしょうか。

さて、2005年(平成17年)11月、旧伊勢市、二見町、小俣町、御園村の4市町村が合併し、誕生した新たな「伊勢市」は、2006年(平成18年)7月に「人権尊重都市」を宣言し、「伊勢市人権尊重条例」を施行しました。この条例は、日本国憲法、世界人権宣言の基本理念及び伊勢市人権尊重都市宣言の主旨にのっとり、人権施策を総合的に推進することによって人権が尊重され守られる明るく住みよい社会の実現をめざしたものです。

このような背景のもと、今回策定された「伊勢市人権施策基本方針」は、基本理念に基づき人権問題の解決のための取組を総合的に強化し、実効力のあるものとしていくために、さまざまな人権問題の現状や課題をふまえ、分野別の施策の方向性を明らかにしたものです。策定にあたってご尽力いただきました人権施策審議会委員の方々をはじめ関係の皆様へ深く感謝いたします。

今後は、この基本方針をもとに、多様な主体が連携・協働して人権が尊重され守られる伊勢のまちづくりを推進していきますので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成25年3月

伊勢市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針策定の経緯	1
2 基本理念	8
3 基本方針の趣旨	10
第2章 基本施策の推進	12
1 人権啓発の推進	12
2 人権教育の推進	14
3 相談・支援体制の充実	16
4 人権が尊重され認め合うまちづくりの推進	17
5 市民参加の推進	19
6 人権行政推進のための体制	20
第3章 分野別施策の推進	21
1 女性の人権	21
2 子どもの人権	27
3 高齢者の人権	32
4 障がいのある人の人権	36
5 同和問題	39
6 外国人の人権	43
7 インターネットによる人権侵害	46
8 さまざまな人権問題	47

第4章 人権尊重を基礎とした市役所業務の遂行にあたって	50
1 推進体制の整備	50
2 情報収集と提供	51
3 推進状況の評価、基本方針の見直し	51
資料編 人権に関する世界宣言	53
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	58
伊勢市人権尊重都市宣言	60
伊勢市人権尊重条例	61
用語解説	64
人権関係諸法・制度等年表	67

第1章

基本的な考え方

1 基本方針策定の経緯

国際的な状況

人権の尊重こそが平和の基礎であるということが国際社会の中で共通認識となりつつあることから、21世紀は「人権の世紀」と言われています。

その背景には、「進歩」と「破壊」に象徴される、激動の20世紀がありました。20世紀は、最も急速に科学技術が発達し、人々の生活が快適で豊かになり、人類の未来に対して大きな夢を育ませた一方で、人種・民族・宗教などによる対立から、二度にわたる世界大戦をはじめ世界各地で武力紛争が起こり、犠牲と破壊による多くの悲しみ・苦しみを経験した時代でもありました。

人権の無視と軽侮により引き起こされてきたさまざまな悲劇を繰り返さないため、すべての人々とすべての国とが達成すべき共通の基準として、1948年（昭和23年）の国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。

この宣言は、永遠の平和・自由を願う人々の意思の高まりによって結実したもので、世界各国の憲法や法律に「人権尊重の精神」が取り入れられるきっかけ

けともなっていました。

その後、この宣言に法的拘束力をもたせるため、1965年（昭和40年）に採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめ、「国際人権規約」（1966年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（1979年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989年）、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（2006年）など、多くの人権に関する条約が採択され、各種宣言や国際年などによる人権の尊重に向けた国際的な取組が行われてきました。

しかし、これら諸条約の未締結国も多く、人権尊重に対する各国の取組は一律ではありません。また、東西冷戦が終結した後も、世界各地の紛争や内戦により発生する飢餓や難民問題など、人権を脅かす問題が後を絶ちません。

このような中、国連では、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年を「人権教育のための国連10年」と定めてきましたが、その終了を受け、2005年（平成17年）から「人権教育のための世界計画」が始まりました。第1フェーズ行動計画では「初等中等教育」、第2フェーズ行動計画では「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に焦点をあてています。

国内の状況

このような国際的な流れの中、国内では、1947年（昭和22年）5月に

「基本的人権の尊重」を理念の柱の一つとする日本国憲法が施行され、同年12月、人権擁護機関が設置され、1949年（昭和24年）から毎年12月10日の人権デーを最終日とする一週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のため啓発活動を全国的に展開してきました。

その後、1956年（昭和31年）に国際連合へ加入し、国際社会の一員として国連で採択された条約などを締結するとともに、国内における法律や制度を整え、人権が保障される社会づくりが進められてきました。

そのような中、2000年（平成12年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。2002年（平成14年）3月に人権教育・啓発に関する基本計画が策定され、人権尊重意識の向上に向け、法や制度が整えられるとともに、さまざまな取組が進められてきています。

特に、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。この問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとし、各地方公共団体及び関係団体と連携を図りながら、同和問題の解決に向け、抜本的な取組を行ってきました。

また、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、2000年（平成12年）11月には、児童の心身の成長及び人格形成を妨げない、児童の人権を守るための「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

1997年（平成9年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を施行し、アイヌ民族としての誇りが尊重される社会づくりを進めてきました。

2004年（平成16年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正し、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充などの法整備がなされるとともに、児童虐待防止対策などの充実・強化を図るために「児童福祉法」〔1948（昭和23年）施行〕も改正されました。

また、児童の安全確認などのための立入調査の強化等を内容とした改正児童虐待防止法が2008年（平成20年）4月から施行されました。

さらに、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等及び使用者などに障がい者虐待防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人に対する通報義務などを規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が2012年（平成24年）10月から施行されました。

2012年（平成24年）7月には、外国人登録が廃止され、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、環境も変わりつつあります。

このように法整備がなされ、さまざまな取組が進められてきていますが、今日でも、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人などに対する差別や人権侵害も起きており、これらの問題解決が重要な課題となっています。

県内の状況

県内では、1990年（平成2年）にあらゆる差別をなくすための「人権県宣言」が県議会で決議されました。これをきっかけに、世界人権デーに合わせて「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を設け、県民の人権意識高揚に向けた啓発活動を強化するなど、すべての県民の人権が尊重される社会の実現に向けて取組が進められてきています。

1996年（平成8年）には、人権啓発などを推進するための拠点として「三重県人権センター」が開設されました。

また、1997年（平成9年）、「人権が尊重される三重をつくる条例」が制定され、県の人権に関する重要施策などについて審議する「三重県人権施策審議会」が設置されました。この審議会での審議をふまえ1999年（平成11年）2月に、「三重県人権教育基本方針」、3月には「三重県人権施策基本方針」が策定されました。

その後、2006年（平成18年）3月に「三重県人権施策基本方針」、2009年（平成21年）2月には「三重県人権教育基本方針」が改定され、現在、それらに基づいた取組が進められています。

本市の状況

2005年（平成17年）11月、伊勢市、二見町、小俣町及び御菌村の4市町村が合併し、新たな「伊勢市」が誕生しました。

本市では、2006年（平成18年）7月に「伊勢市人権尊重条例」を施行、合わせて「人権尊重都市」を宣言し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会の実現に向けて取り組んでいます。

2006年（平成18年）7月には「男女共同参画都市」を宣言、2007年（平成19年）4月には「伊勢市男女共同参画推進条例」を施行、さらに、2008年（平成20年）3月には「伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン）」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして積極的に施策の推進を図っています。

2007年（平成19年）1月には「伊勢市人権教育基本方針」を策定し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会をつくる主体者としての市民の育成に取り組んでいます。

2010年（平成22年）3月には「伊勢市次世代育成支援行動計画〈後期〉」を策定し、子育て支援に関する総合的な施策を展開しています。

2012年（平成24年）3月には、すべての高齢者やその家族が地域社会において、健やかに安心して、生きがいを持って生活することができる社会をめざし、「伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。

また、すべての障がいのある人が住みやすいまちづくりをめざし、2009年（平成21年）3月に策定した「伊勢市障害者保健福祉計画」のうち、「障害者自立支援法」を根拠とした部分について必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を定め、2012年（平成24年）3月に「伊勢市障害福祉計画」として策定（改定）しました。

この基本方針は、人権が尊重され守られる伊勢のまちづくりを推進していくために策定するものであり、この基本方針に基づき、総合的に人権施策を推進していきます。

2 基本理念

人権施策を進めていく上での、基本理念を次のように定めます。

人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会を実現します。

伊勢市は、この基本理念に基づき、人権尊重都市を宣言するまちとして人権施策を進めます。

人権は、与えられるものではなく、生まれながらにして持ち得ているもので、生命が誕生してからの人の一生にかかわるものです。

人間が人間らしく生涯を幸せに生きていくために、最も基本的な権利です。

人は皆、皮膚の色、性別、体型、年齢、性格、能力、生活その他さまざまな面で違っています。その違いを認めることが、一人ひとりの存在を大切にすることであり、互いの人権を尊重することです。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお、部落差別をはじめ、女性差別、障がいのある人に対する差別、外国人に対する差別など、相手の人権を無視したさまざまな問題が起きています。

さらに、最近の情報化や医療技術の発達などにより、新たな人権問題も引き起こされています。

これらの人権問題を解決していくためには、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識、認識を培い、地域社会や家庭内において互いの人権を尊重する意

識を持つことが大切です。

あらゆる場を通じた人権教育・人権啓発を進めることにより、人権問題を自らの日常的な課題としてとらえ、人権尊重に向けた取組を自ら実践できるような人づくりに努めます。

また、性別、障がいの有無、国籍の違いなどにより、社会参加を阻害するなど、差別的な取り扱いが生じることのないよう、公平で公正な社会、個人が尊重される社会の実現にも努めます。

3 基本方針の趣旨

上記基本理念に基づき、次章以降で、詳しく述べていく具体的施策の考え方の根本となる基本方針を次のように定めます。

行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策を、積極的かつ計画的に推進します。

伊勢市では、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会を実現していくため、2006年（平成18年）7月に「伊勢市人権尊重条例」を施行、合わせて「人権尊重都市」を宣言し、人権問題の解決に向けて取り組んでいます。

今後、さらに、この取組を総合的に強化し、実効果のあるものとしていくため、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など、さまざまな人権問題の現状や課題をふまえ、それぞれの問題に関する基本施策及び分野別施策の方向性を明らかにしたこの基本方針を策定しました。

基本的人権の尊重は、行政の施策の中でも最も市民に直結した課題です。

この基本方針に基づき、人権施策を効果的に実施していくため、行政の日常業務や施策全般における企画から実施にいたる過程においても、人権尊重を念頭において、体系的・計画的に推進します。

しかし、人権問題は行政だけの取組で解決できるものではありません。

市民一人ひとりが一丸となって、事業所なども、自らが社会の構成員として

の責任を持ち、人権を尊重することの大切さを認識していく必要があります。

関係機関との連携を深めながら、きめ細やかな事業を充実させていくため、市民の皆さんとともに積極的に人権について考え、協働で取組を進めていけるよう努めます。

第2章

基本施策の推進

1 人権啓発の推進

本市では、同和問題をはじめとして、さまざまな人権問題の解決をめざして「広報いせ・人権シリーズ」、講演会、さらには懇談会など、市民と直結した啓発活動を実施してきました。その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、市民の人権意識の高まりに一定の成果をみることができました。

今後は、これまでの啓発活動の手法や成果をふまえ、継続的に実施するとともに、より広範な市民に理解と共感、人権意識の高まりが得られるように、一層内容や手法を工夫した啓発活動を行っていきます。

【基本方針】

近年、日常生活の中で、些細なことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶ちません。改めて、生命を尊重する意識を高め、自己、他人ともにかげがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを訴えます。

人権が尊重される社会の実現を目的に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する

る法律」の理念にのっとり、さまざまな人権問題を解決し、人権尊重の思想を地域に広め定着させます。そのために、人権に関する基本的な知識の普及、生命の尊さ、生命を尊重する意識を高める啓発を進めます。

また、企業、各種団体、地域での取組の促進、マスメディアとの連携やIT関連技術の活用を推進します。

○人権にかかわる、憲法をはじめとした国内法令や世界人権宣言などの国際条約の理念の普及・啓発を進めます。

○「人権尊重都市宣言」、「伊勢市人権尊重条例」の理念、内容の普及・啓発を進めます。

○人権週間（12／4～12／10）における集中的な啓発活動を、市民団体と連携して行います。

○幅広く情報を伝達するために放送局、新聞社などのマスメディアとの連携やインターネットの特性を生かして、有効な啓発活動を進めます。

2 人権教育の推進

本市では、「伊勢市人権教育基本方針」に基づき、人権が尊重される、差別のない社会を一日も早く実現するよう、人権教育を推進しています。

学校教育では、一人ひとりの学力・進路を保障するとともに、子どもがより良い人間関係を築くことができるような取組を推進しています。

社会教育においては、市民を対象にした講演会、講座を開催するなど多様な啓発を進めています。

しかし、現代社会には、まだ、さまざまな人権侵害や差別の問題が存在しています。また、市民の人権意識も徐々に高まりつつありますが、心理的な差別の問題は、完全に払拭されたとは言えません。これらの問題の解決は、行政だけでなく市民の課題でもあり、市全体でその解決に向けて人権教育を推進していくことが必要となっています。

また、市民一人ひとりが生涯にわたって自己実現を図り、「ともに生きる社会」をめざして、人権教育を推進していく必要があります。

【基本方針】

さまざまな人権問題解決のため、それぞれの課題を明確にすることにより、諸施策を構築し、実施します。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、「伊勢市人権尊重条例」に基づいて、「伊勢市人権教育基本方針」を策定し、人権教育を推進します。

学校教育においては、すべての人の人権を尊重する意識や態度を育む人権教育を推進します。

社会教育においては、広く市民や企業・民間団体を対象として多様な人権学習の機会を提供し、人権教育を推進します。

そして、人権が尊重される社会をめざし、人権文化の構築を図ります。

○人権学習の機会を充実することにより、差別や人権侵害に対して主体的にその解決を図る態度や実践力を育む教育を推進します。

○人権教育を推進するために、社会教育関係職員、及び教育職員の意識や実践力の向上を図り、地域社会における指導者の育成に努めます。

○学校教育では、人権尊重の精神に貫かれた、自ら考え、行動できる子どもの育成をめざします。

また、幼稚園や保育所などにおける就学前教育においても、人や命を大切にする精神の芽生えを育む教育・保育を推進します。

○社会教育では、市民対象の講演会や講座を開設し、広く人権学習の機会を提供します。また、情報の提供・発信に努めます。

○企業、民間団体などに人権教育の機会を提供し、支援します。

○市の機関が連携し、また、多様な主体との協働により、市民を対象とした人権教育を創出します。

3 相談・支援体制の充実

人権に関するさまざまな相談に対応するため、生活相談や人権相談を行っていますが、相談内容の多様化などから、その取組や、情報提供機能の充実強化を図ることが必要となっています。

また、人権が侵害された被害者の救済に関しては、国の状況をふまえながら、被害を最小限に止める保護のあり方を要請するとともに、潜在化しがちな人権侵害の被害状況の把握に努めます。

【基本方針】

さまざまな人権相談に対応するために、津地方法務局や三重県人権センターなどの関係機関と連携して、相談員の資質向上を図るなど、相談、支援体制の充実に努めます。

- 三重県人権センター、児童相談所などの県の機関と人権擁護委員、民生委員、児童委員、NPOなどとの情報交換を密にするなど、関係機関の連携を充実することにより、相談、支援体制の充実に努めます。
- 各種相談機関などに関する情報提供を「広報いせ」をはじめ、各種広報媒体を活用していきます。
- すべての市民が気軽に利用できる相談室の整備に努めます。

4 人権が尊重され認め合うまちづくりの推進

現在、「伊勢市地域福祉計画」などにに基づき、安心して住み、外出できる環境づくりとして、だれもが利用しやすい公共的施設の整備を進めています。

すべての人々が家庭や地域で共に暮らし、あたりまえの生活を送ることができ、社会の実現をめざす理念（ノーマライゼーション）を実現するため、高齢者、障がいのある人をはじめ、子ども、子ども連れの親などの幅広い視点から、歩きやすい道、楽しめる公園、利用しやすい建物などの整備が必要です。

これからのまちづくりは、高齢者、障がいのある人だけではなく、あらゆる人を対象にデザインしていくこと、つまりユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

【基本方針】

すべての人びとが、安心して住み、社会参加の機会をつくることのできるまちづくりを推進するため、地域とも協力しながら、あらゆる機会を通して心のバリアをなくすための啓発に取り組むとともに、生活環境面でのバリアフリー化を推進します。

○すべての人が住みよい地域社会をつくっていくための、総合的かつ計画的な取組を行います。

○利用者の視点や声をもとに、保育所、幼稚園、学校施設など、公共施設のバ

リアフリー化を進めます。

○道路の利便性向上のため、段差の少ない歩道の設置及び視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進めます。また、放置自転車、看板など歩道上の障害物の除去を促進し、歩きやすく、車いす使用者の利用しやすい歩道の整備を促進します。

○障がいのある人の社会参加が容易になるよう、その特性に応じて、文字情報、音声情報、手話通訳者、要約筆記などの情報伝達や情報提供を行うことにより、だれもが安心して外出できる環境づくりを推進します。

○地域とも協力しながら、交通マナーの改善や交通安全の意識を高めるとともに、移動手段の確保や、交通安全施設の再点検に取り組めます。

○バリアフリー住宅の建設促進や住宅改造への支援を積極的に進めるとともに、在宅介護を含め、生活に配慮した住宅の普及を促進するなど、高齢者や障がいのある人などが安心して生活できる、住宅環境の整備普及に取り組めます。

○高齢者、障がいのある人などへの偏見や差別などの心のバリアをなくすために、人権啓発・教育を推進します。

5 市民参加の推進

市民による自主的、主体的な活動は、価値観や発想の多様さや自由さ、柔軟性やきめの細かさ、先駆性といった優れた特性を持っています。

市では、このような市民活動を行う団体（NPO）とのパートナーシップを確立し、市民活動団体が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、協働して、人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があります。

【基本方針】

人権を尊重し、ともに支え合う心豊かな地域社会をつくっていくため、市民活動団体の果たす役割は大きく、今後、活動の場や情報の提供など、市民活動団体と協働した取組を一層推進します。また、市民に広くボランティア活動などへの参加を呼びかけ、より活動しやすい条件の整備を図ります。

- 市民のボランティア活動への参加意欲が高まっている中、みんなで支え合う福祉社会を確立し、だれもがいつでも参加できる環境を整えるため、児童・生徒、また地域住民に理解と参加を促し、高齢者や障がいのある人などの生活を身近な地域で支える社会づくりに取組ます。
- 企業、民間団体の積極的な人権教育への取組を促進します。

6 人権行政推進のための体制

人権が尊重される社会をつくるために、行政として広範囲な啓発事業の実施や体系的な人権教育の推進など、行政の果たす役割と責任は大きなものがあります。

現在、市行政のさまざまな分野で人権を重視した施策に取り組んでいますが、今後は、この基本方針に基づき、総合的かつ体系的に取り組んでいきます。

また、市民や企業の協力は欠かせないものであり、行政と市民活動団体などが協働して、人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

【基本方針】

行政施策の目的は、幸せな市民生活の実現にあります。職員はその施策の企画立案にあたっては、人権尊重の精神を基本に置き、所轄する業務と人権とのかわりについて十分に認識し、業務を遂行します。

- 人権尊重を基礎として業務を遂行します。
- 市民との協働を図ります。
- 体系的な研修機会の充実と庁内推進体制を整備します。

第3章

分野別施策の推進

1 女性の人権

【現状と課題】

1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、女性差別をなくすための世界的規模による行動が展開され、その後わが国でも、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」の批准、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」の制定、「男女雇用機会均等法」の改正など、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実されてきました。

本市でも、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っている社会制度や、習慣・社会通念が女性の社会進出を阻んでいるため、2007年（平成19年）4月に「伊勢市男女共同参画推進条例」を制定、2008年（平成20年）には伊勢市男女共同参画基本計画「れいんぼうプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして積極的に施策の推進を図っています。

また、女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するだけでなく、国際社会がめざしている「平等、開発、平和」の達成の妨げに

なっています。1993年（平成5年）に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、女性に対する暴力を撤廃するように求めており、また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議（北京女性会議）においても、女性に対する暴力の根絶が重要な課題の一つとして取り上げられています。わが国でも2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や2004年（平成16年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を改正し、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充などの法整備がなされています。

本市としても、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害の発生を防止するため、啓発活動、相談体制を充実する必要があります。2011年（平成23年）4月には、子育て・虐待のほか、家庭内暴力などの女性相談機能をもつ「こども家庭相談センター」をオープンし、被害を受けた女性により早く適切な対応を行えるよう、臨床心理士を配置しています。

一方、マスメディアの社会的影響力は非常に大きなものがあり、表現の自由が尊重されると同時に、表現される側の人権も尊重されなければなりません。マスメディアにおける性の商品化や暴力表現は、女性の人権を侵害するだけでなく、青少年にも悪影響を与えるものであり、女性の性的側面や女性に対する暴力が無批判に扱われることがないように、マスメディアの自主的な取組を進める必要があります。

【基本方針】

女性と男性が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することができ、それによって喜びも責任も分かちあうことのできる社会を実現する必要があります。

そのため、意識変革のための啓発、男女平等などに関する意識を育む教育、その他男女共同参画を推進するための条件整備を図っていきます。

また、性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカ一行為など身体的、性的、心理的などのあらゆる暴力から、女性を守っていくため、相談、保護、救済対策の充実を図るなど、女性の人権を擁護する取組を行っていきます。

(1) 男女平等の意識づくり

- 「男は仕事、女は家庭」などといった、社会に根強く残っている男女の固定的な役割分担を是正し、家庭、職場、地域などでの制度や慣習の見直しを進めるための啓発活動を充実します。
- 人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域社会などあらゆる場において、男女平等を推進する教育を実施します。
- 性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカ一行為などの身体的、性的、心理的など、あらゆる暴力から女性を守るために、女性相談所、警察、国や県の行政機関、司法、民間団体など関係機関と連携

を図り、相互の情報収集を行い、相談、支援体制を充実します。また、住民や企業の人権への理解を促進するための教育・啓発を行います。

- 暴力により被害を受けた女性に対しては、その立場を十分考慮し、プライバシー保護や精神的被害に配慮しつつ、その人権が適正に守られ、又は回復されるよう、被害女性の救済、保護への取組を充実するとともに、暴力の潜在化の防止にむけた啓発を行います。
- マスメディアに対して、女性の人権を尊重するとともに、変化する女性と男性の実像や性別にとらわれない多様な生き方を伝え、性別に基づく固定観念を解消するための自主的な取組が促進されるよう働きかけます。
- 暴力や過度な性的表現だけでなく、男女平等観をはなはだしく損なうような映像・出版物などについては、女性の人権を侵害するだけでなく、男女平等を育もうとする教育活動や青少年の健全育成の方向に著しく反するものです。そのため、あらゆる有効な手段を講じて、地域の環境浄化を図るための啓発活動を積極的に推進します。

(2) 男女共同参画の社会づくり

- 女性がさまざまな分野において、政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考え方を反映させていくことができるように支援します。そのために、女性の人材育成を行うとともに、市の審議会委員など、市の政策・方針を決定する過程へ女性を登用します。また、企業・民間団体などにおいても、女性の登用の促進について理解と協力が得られるよう努めます。

- 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において、農山漁村の女性の地位向上、方針決定への参画促進のための啓発を行います。

(3) 働きやすい環境づくり

- 就業の場における男女平等を確保するためには、男女がともに職業生活と家庭生活との調和・両立を図ることが必要であるため、妊娠・出産期における両性の協力はもとより、介護サービスの充実や、育児又は家族の介護を行う労働者の就業条件の整備を進め、男女がともに、出産、育児、介護、家事などを担うという、社会的気運を高めていきます。
- 雇用において、女性が男性と均等な機会を得、意欲と能力に応じた均等な待遇を受けられるよう、男女雇用機会均等法の周知を図るなどの普及・啓発を進めます。また、女性が育児又は家族の介護のために、退職せずすむように雇用の継続について啓発するとともに、やむを得ず退職した労働者の再就職のための支援活動を図り、安心して働けるための環境整備を行います。

(4) 生涯を通じた女性の健康支援

- 女性は、その身体に妊娠や出産のための機能が備わっているため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる生理上の特性があります。そのため、「性と生殖に関わる健康・権利」に関する意識の浸透を図りつつ、その視点に立つ

て、女性の生涯を通じた健康への取組を支援します。

2 子どもの人権

【現状と課題】

1994年（平成6年）にわが国において発効した「児童の権利に関する条約」では、子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」としても位置づけることによって、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性を明記しています。保護されるべきものとしてのみ子どもを捉えることは、「管理・支配」の対象としての子ども観につながりかねません。子どももまた、豊かに生きる権利を持つ主体です。

幼児・児童への虐待や性暴力は、子どもの人権に対する軽視が生み出す社会問題といえますが、大人の価値観を優先した社会には、子どもの健全な成長にとって好ましくない影響を及ぼすさまざまな問題があり、子どもは、有害な環境の中で生活を強いられています。このような状況をふまえ、1999年（平成11年）に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など、個別立法による対応も進められています。2004年（平成16年）は児童虐待防止対策などの充実・強化を図るために「児童福祉法」〔1948（昭和23年）施行〕も改正されました。

また、最近いじめの問題が大きく社会問題となるとともに、子どもの生命や安全に関わる児童虐待事件が後を絶たず、憂慮すべき状況となっています。このため、児童の安全確認などのための立入調査の強化等を内容とした改正児童

虐待防止法が2008年（平成20年）4月から施行されました。

物質文明の進展や過度の受験競争などが、子どもの心の豊かさを見失わせているということが指摘されて久しくなっていますが、いじめや低年齢化する犯罪などがますます増加する現在こそ、子どもにとって望ましい生活環境を整えていくのは、社会全体の責任です。それぞれの地域で子どもの権利を尊重する視点でのまちづくりを進め、地域社会が連帯して子どもの人権を守っていくことが大切です。

本市ではこれまで、いじめや不登校に悩む子どもや、保護者への相談体制の整備を進めるとともに、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの人権を保障する取組に努めてきました。

2010年（平成22年）3月には次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育てられる環境づくりをめざして「伊勢市次世代育成支援行動計画〈後期〉」を策定しました。これに基づいて、子どもの権利の尊重、不登校対策の推進、児童虐待防止の支援の充実、子育てを支援するしくみづくりなどに努めています。学校教育においても、これまでの「生活のきまり」の見直しや、教育内容の改善など、子どもの主体性を尊重する教育の推進を図ってきました。しかし、条約の趣旨はまだまだ浸透していないのが現実です。

今後は、家庭、学校、地域社会において、さまざまな人々の生き方を通じて、心豊かな生き方を築き合う意欲や実践力を育てる一方、大人が、そこから生まれる子どもの願いに耳を傾け、自己の生き方や価値観を含めて、子どもが豊かに成長・発達することを阻害している現実に向かう姿勢が求められています。

【基本方針】

子どもが自らを人権文化創造の主体として行動していけるよう、大人自身が、一方的保護対象の子ども観から脱して、生きていく上でのパートナーとしての子ども観へと、認識の転換を図るよう努めます。

また、家庭における人権教育の大切さを啓発するとともに、これまでの学校教育や子育てのあり方を見直し、家庭、学校、地域社会が連携して、子ども一人ひとりの人権を保障し、互いの自己実現をめざす取組を進めます。

(1) 人権尊重を基礎においた家庭教育、保育、学校教育の推進

- 子どもを取り巻く教育環境を人権感覚あふれるものにするために、学校や幼稚園・保育所においては、子どもの人権を尊重する取組を積極的に進めます。
- 「児童の権利に関する条約」の理念をふまえ、一人ひとりの子どもの人権を尊重する教育を推進します。
- 子どもたちの教育を受ける権利を保障し、一人ひとりの学力・進路を保障する取組を進めます。
- 地域と連携したボランティア活動を支援し、学校間や多様な主体との連携を図ります。

- 家庭における人権を基礎においた教育を推進します。

(2) いじめ、不登校、虐待などに対する取組

- 学校においては、子どもたちの間にいじめを生み出さないような、より良い人間関係の醸成に努めます。
- 家庭や地域住民と学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携を強化するとともに、カウンセラーなどの配置をはじめとする相談体制のネットワーク化を図ります。
- 教育支援センター「NEST」、「スマイルいせ」などの子育ての悩みについての相談窓口を整備・充実するとともに、学校や地域がともに子育てを支えるための施策を進めます。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待に関する関係機関及び民間団体がネットワーク化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めます。
- 児童買春、児童ポルノ、出会い系サイトなど、子どもの性の商品化を防ぐとともに、インターネット上での人権侵害や薬物乱用など子どもの心身の安全にかかわる問題の防止と啓発活動に取り組めます。

(3) 社会環境の整備に対する取組

- 子どもを健全に育むために、子どもにとって有害な社会環境の浄化を進めます。
- 地域社会の中で、子どもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性を身につけていくことができる機会を充実します。
- 放課後児童クラブ、児童館活動など、放課後の児童対策・施策の充実を図ります。

3 高齢者の人権

【現状と課題】

高齢化は世界的な規模で進んでいますが、わが国でも平均寿命の延びや少子化などを背景として、高齢化が急速に進んでいます。そうした状況から、1995年（平成7年）に施行された「高齢社会対策基本法」に基づき、中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として「高齢者社会対策大綱」が定められました。

2011年（平成23年）10月、全国の高齢者人口の比率は、23.3%となり、急速に高齢化が進行してきていますが、本市における高齢者人口の比率は、同年10月で25.68%（34,279人）となっており、全国水準を上回るスピードで超高齢社会に入っています。このため「伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」に基づき高齢者施策を効果的に推進しています。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されていますが、こうした動向などをふまえ、高齢者が安心して自立した生活を送れる社会づくりを推進します。

【基本方針】

高齢者が社会を構成する重要な一員として、いきいきと暮らせる社会の実現をめざし、人権尊重の意識の高揚に努めます。

高齢者の多くは、健康で自立した生活を送っており、豊富な経験と知識を持った社会の一員として、多様な活動に積極的に参加できます。そうした活動を通じて地域社会が、より良い社会になるような環境づくりを進めます。働く意欲のある高齢者に対しては、多様な就業機会を創出していきます。

また、介護が必要となった高齢者には、住み慣れた家庭や地域で過ごしたいという高齢者の気持ちを大切に、在宅で安心して生活できるように保健・医療・介護・福祉サービスの充実を図ります。

また、地域社会が高齢者を見守り、支えるしくみや環境を整えます。身体や家庭などの状況により、自宅での生活が困難となった場合には、生活の場を保障できるよう施設サービスの充実に努めます。

さらに、増加する認知症高齢者などに対する成年後見制度の円滑な利用による権利擁護や総合的な支援、また高齢者の尊厳を守るため、虐待を早期に発見するための地域の関係者によるネットワークの構築や虐待に対応した適切な支援などさまざまな取組を進めます。

(1) 高齢者に関する教育・啓発活動

□ 高齢者の人権について、市民の理解と認識を深める教育・啓発活動に努め

ます。

- 幼稚園・小学校・中学校において、高齢者と積極的に交流し、ともに学習する場をつくります。保育所においても、高齢者との交流活動を深めます。
- 高齢者自身の自立を促進するとともに、地域におけるリーダーづくりに努めます。

(2) 健康で生きがいを持って生活できる 社会環境の整備

- 高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技能を発揮し、積極的に社会活動を行っていただけるように、高齢社会の基盤整備を進めます。
- 高齢者がいきいきと充実した生活が送れるように、文化、スポーツ、地域活動など多様な活動に参加できるようにします。
- 高齢者が健康づくりに取り組めるように、健康づくり活動を展開して高齢者の健康への関心を高めます。
- 就労を希望する高齢者には、長年にわたって得た知識や技能を活用できるよう、関係機関などとの連携を図り、雇用、就業の促進を図ります。
- 高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもなどの視点から、利用しやすい施設の整備に努めます。そのため、バリアフリーのまちづくりに関する市民の理解を深めていきます。

(3) 介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で生活していけるように努め、保健・医療・介護・福祉サービスを一体的に提供できる体制を築いていきます。
- 高齢者が利用しやすく充実したサービスが受けられる介護保険制度になるように、人材育成・サービスの資質向上に努め、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護など）の実施体制を整備促進します。

(4) 高齢者を介護する家庭への支援

- 在宅の要介護の高齢者を介護する家族に対して、必要な知識などを身につけ、時には心身の元気回復（リフレッシュ）につながるよう家族介護者の交流の機会を設けていきます。また、家族の経済的負担の軽減を図っていきます。
- 段差の解消、手すりの設置などの住宅改修費を給付し、高齢者の安全な在宅生活の向上に努めるとともに家族介護者の介護負担の軽減を図ります。

4 障がいのある人の人権

【現状と課題】

近年、「国際障害者年（1981年）」「国連・障害者の10年（1983年～1992年）」「アジア太平洋障害者の10年（1993年～2002年）」などを契機として、わが国では1993年（平成5年）に、これまでの「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められました。また、2004年（平成18年）には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の自立と社会参加の支援などが明示され、基本的理念に障がいを理由とする差別などの禁止が規定されました。2006年（平成18年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が地域で暮らせる社会づくりの実現に向けた施策への転換が図られました。この法律によりサービスの提供主体は市町村に一元化され、利用者の立場に立ったサービスの提供が行われるようになりましたが、課題も残されています。

さらに、2011年（平成23年）には「障害者権利条約」の批准に必要な法整備の一環として「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現が目的に掲げられました。また、障がいのある人が社会参加できない理由には社会の側の障壁（バリア）があるとし、その社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化などが規定されました。

今後は、障がいのある人が生涯のあらゆる場において、障がいのない人と同等に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が確保され、自由に活動し、

いきいきと充実した生活を送ることができるよう、自立に必要なさまざまな知識や技術の習得に向けた支援やノーマライゼーションの理念の実現をめざして、ともに生きる社会づくりを推進していく必要があります。

【基本方針】

障がいのある人を取り巻く社会環境には、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁があります。今後、こうした障壁を除去して、障がいのある人の意欲や能力に応じてさまざまな活動への参加を促進するとともに、多様な就労形態を創出するなど、ノーマライゼーションの理念の実現をめざして、障がいのある人が一人の人間として尊重される社会づくりを推進します。

精神障がいのある人に対する偏見や差別が依然として残っており、社会的自立や社会参加を妨げる大きな原因となっていることから、今後、精神障がいなどに関する正しい知識を普及するための教育・啓発を進めます。

(1) 障がいに関する教育・啓発活動の推進

- 障がいに対する正しい理解と障がいのある人の人権についての認識を深めるように、県や関係団体と連携し、障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に啓発・広報を行うとともに、障がいのある人もない人も一緒に気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの機会を設けることなどにより、交

流の場づくりを推進し、市民の意識の啓発・広報活動を進めます。

- 障がいのある人に対する理解を促進するためには、幼少期からの啓発活動が重要なことから、小・中学校などの学校教育において、障がいのある人と交流する機会を持つなど、共生教育を推進します。また、学校教育の場だけでなく、福祉についてだれもが生涯を通じてさまざまな形で学習することができる環境を整備し、障がいのある人に対する理解を促進する土台づくりに努めます。

(2) 地域社会での自立の促進と環境づくり

- 障がいのある人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、福祉のまちづくりを推進し、生活環境面でのバリアの除去に努めるとともに、あらゆる機会を通じて、こころのバリアをなくしていくための啓発に取り組めます。
- 障がいのある人がいきいきした生活を送れるように、生涯学習の機会として、文化、スポーツ、地域活動などの多様な活動に参加できるようにするとともに、障がいのある人の交流についても支援します。
- 障がいのある人の雇用促進については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、雇用の拡大、職業の安定のための啓発を進めます。
- 障がいのある人の権利擁護や適切な支援については、関係機関との連携を強化し、障害者総合支援センターの設置など相談支援体制の充実に努めます。

5 同和問題

【現状と課題】

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受け、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、本市においても、住宅や道路整備などの生活環境の改善や市民の人権意識の高揚のための教育、啓発などの各種事業を、関係諸団体の協力を得ながら積極的に取り組んできました。その結果、生活環境の物的な基盤整備はおおむね完了をみましたが、人権教育・啓発については、さらに推進していく必要があります。

2002年（平成14年）3月には33年間にわたって続いてきた同和対策に関する特別法も法期限をむかえて失効となり、その後の施策については、人権の尊重の視点を基本に、地域の現状や事業の必要性に応じて、一般対策として取り組んできました。

しかしながら、就労などにおける課題や結婚問題などを中心とした差別意識は今なお残っています。これらの解消に向け、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくため、人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

【基本方針】

同和問題は、わが国固有の重大な人権問題です。同対審答申の「その早急な解決は、国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識のもと、本市においては同和問題の現状と課題をふまえ、創意工夫をこらし市民が一体になって、同和問題の解決に取り組んでいきます。そのため、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、市民の間に人権尊重の基本理念を普及させるための施策を、総合的かつ計画的に推進します。

(1) 市民意識の啓発の推進

- 偏見や差別意識を克服するために、同和問題を単に知識として理解するだけでなく、その解決こそ自らの課題として認識、行動できるように啓発の充実を図ります。
- 同和問題への理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権講演会の開催、広報紙・啓発冊子などにより総合的な啓発活動に努めます。
- 啓発の推進に大きな役割を果たす市職員・教職員、また、企業・各種団体・地域のリーダーなどが、同和問題を自らの課題と捉え、その解決に向けた意欲と態度を育成できるよう体系的な研修・学習の実施に努めます。
- 企業に対して、就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考が図られるよう働きかけるとともに、企業・民間団体での主体的な研修が行われるよう促します。

- 市民館は、『人権が尊重されるまちづくり』の拠点施設として、地域に密着し、かつ開かれたコミュニティセンターとして、人権意識の普及高揚を図るため、人権尊重の視点をふまえてさまざまな事業を展開していきます。

(2) 同和問題を解決するための教育の推進

- 学校教育においては、人権尊重の精神を貫き、同和問題に対する正しい認識を深め、差別をなくしていこうとする実践力に富む人間の育成に努めます。
- 「伊勢市人権教育基本方針」、「伊勢市人権教育推進プラン」に基づき、学校教育及び社会教育において同和問題を解決するための教育を推進します。
- 社会教育においては、地域における人権教育推進のリーダー育成に努め、市民の人権意識の高揚を図る取組を推進します。
- 同和問題の解決に向けた取組を推進するため、広く市民と連携し、それぞれが実施する人権意識高揚に向けた研修、イベントへの取組を支援します。

(3) 生活環境の改善

- 道路・上下水道などの生活環境における新たな課題については、これまでの成果が損なわれることのないよう、重要度、緊急度をみながら整備を進めます。公営住宅については、今後も引き続き適切な環境が保たれるよう、維

持管理に努めます。

(4) 社会環境の整備

- 今日の厳しい雇用情勢をふまえ、地域住民の職業安定と生活水準の向上を図るため、地域と連携し、公共職業安定所などの関係機関の協力を得ながら、情報提供・相談活動に努めます。また、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない明るい職場づくりに関する啓発活動に努めます。
- 教育、就労面などの課題解消に向けた取組により、地域住民の自己実現が図れる社会環境づくりを進めます。
- 部落差別をはじめとする人権侵害への対応については、多様な機関が連携しながら、人権侵害の現実を認識し、実効性のある人権救済制度の整備に向けた働きかけを行うとともに、相談者の立場に立った住民により近い立場での人権相談機能の充実を図るなど基本的人権の擁護に努めます。

6 外国人の人権

【現状と課題】

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達、地域間の情報交流を活性化させています。地方においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、外国人と地域社会は切り離せない関係となっています。

しかし、国際化が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。

また、在日韓国・朝鮮の人々にとっては、日本で暮らすことになった歴史的経緯、生活実態についての市民の理解と認識は、いまだ十分とはいえない面があります。

今後、外国人であるがゆえの偏見や差別の解消に向けて、さまざまな文化や多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊敬し合い、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

【基本方針】

異なった考え方や習慣を持つ人々を特別視せずに、その文化を理解することは、個人個人が「地球市民」としての意識を持つことにもつながります。国籍や文化の違いを超えて、お互いの個性を尊重し合い、相互扶助の精神をもった、だれもが住み良い社会づくりを推進します。

また、民間団体とも連携を図り、外国人のさまざまな生活面での支援を行います。

(1) 外国人労働者の適正な雇用の促進

- 事業主・外国人労働者の双方に対して、外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件及び安全衛生の確保を図ることを目的として国が定めた、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知徹底を図り、事業所における外国人労働者の就業に関するトラブルを未然に防止します。

(2) 外国人との相互理解のための、地域交流事業の促進

- 多文化共生社会の理念のもとで、ともに働き、生活しやすい環境づくりを促進するとともに、多様な価値観との出会いや相互がふれあう中から、市民と外国人との交流を推進します。
- 生涯学習の機会の一つとして、市民が外国語やそれぞれの国の歴史を学び、外国人が日本語や日本の文化、生活を学ぶ機会の提供を促進します。

(3) 外国人の生活を支援するための情報提供、相談事業の充実

- 外国人にとっても住みやすく、活動しやすい環境づくりのためには、日常生活上必要とされるさまざまな情報を、容易に入手する仕組みを整備することが重要です。このため、一般的な生活情報を掲載した多言語による生活ガイドブックや、情報紙を作成して、外国人の多く訪れる場所に配置するほか、相談事業についても充実を図ります。

(4) 公共標識などの多言語表記、絵表示の推進

- 外国人が地域で生活する上での利便性、あるいは活動しやすい地域づくりのため、行政機関など公共施設のほか、道路、交通機関などの標識について、外国語や絵・記号などによる案内表示の整備をします。

(5) 外国人児童生徒の教育及び日本人児童生徒の国際理解教育の充実

- 学校、地域、関係機関が連携し、在日外国人の子どもの学力・進路を保障する取組を進めます。
- 学校においては、多文化共生の理念を持ち、ともに生きていこうとする子どもの育成をめざす取組を進めます。

7 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットは、私たちの生活の広い分野にわたって利用されており、なくてはならないものとなっています。

私たちの生活をより豊かに、より便利にしてくれる一方で、インターネットを悪用して、個人に対する誹謗・中傷、差別書込みなどの問題が起きています。

このような問題に対しては、人権教育や啓発といった取組を強化していくことが重要です。

市民一人ひとりがインターネットの利点と問題点をふまえ、人権感覚をもって、利用することが必要です。

【基本方針】

インターネット上での個人に対する誹謗・中傷、差別書込みを防ぐため、啓発活動の推進に努めます。

学校教育においては、インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラルなどについての教育を推進します。

8 さまざまな人権問題

(1) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道から東北地方、サハリン（樺太）、千島列島に及ぶ広範囲に先住し、アイヌ語、ユーカラをはじめ独自の文化や伝統を有してきましたが、江戸時代の松前藩による支配、維新後の「北海道開拓」の過程での同化政策により、伝統的な生活や習慣、文化が失われていきました。

1993年（平成5年）の国際先住者年などを契機に、国連でも先住民をめぐる論議が活発化し、わが国でも「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が1997年（平成9年）に施行され、これに伴い差別的であると批判のあった「北海道旧土人保護法（1899年制定）」は廃止されました。

アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態をふまえ、アイヌの人々に対する誤った理解、偏見を解消していくため、人権尊重の視点に立った教育の推進と研修を充実するとともに、アイヌの人々のおかれてきた歴史や民族独自の文化など、アイヌの人々に関する正しい知識を普及・啓発します。

(2) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

医学的に見て、不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対するさまざ

まな人権問題が生じています。

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠ですが、それとともに、患者、元患者や家族への偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないものです。

また、ハンセン病や赤痢、コレラ、結核などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分だったり、その対策として患者や保菌者を「隔離」して予防を図り、治療法が確立した後もそれまでの方針が改められなかったため、今なお誤った認識による偏見や差別が残っています。今後、こうした感染症などの正しい知識の普及・啓発を図り、患者、元患者や家族の人権を尊重することが大切です。

エイズ、H I V感染に対しての正しい知識の普及・啓発活動を展開します。合わせて、医療従事者が正しい知識を持ち、患者や家族の立場に立ち医療を行うよう啓発活動を進めます。

(3) 刑を終えた人、犯罪被害者等の人権

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても国民の意識の中に根強い偏見があり、就職に際しての差別や住居などの確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として生活できるようにするためには、本人の強い意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、

その社会復帰に資するための啓発活動を進めます。

また、犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2000年（平成12年）に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」の制定、刑事訴訟法や検察審査法、少年法の改正など、一連の法的措置によって、司法手続きにおける改善が図られ、また、報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害などがあり、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を進めます。

（４）北朝鮮による拉致被害者の人権

北朝鮮当局による拉致問題も深刻な人権侵害です。拉致問題は日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、被害者はもとより、その家族にとって大変な精神的苦痛と悲しみを強いています。2006年（平成18年）には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する市民の関心と認識をより一層深めるために啓発活動を進めます。

その他、現代的な問題として、「貧困、格差」、「非正規雇用労働者」、「性的マイノリティ」、あるいは「ホームレス」などがあります。今後、新たに生起する人権問題などについても、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行っていきます。

第4章

人権尊重を基礎とした 市役所業務の遂行にあ たって

各分野の施策が人権尊重を基礎として展開され、市職員一人ひとりが国際的な視点にたって人権問題を理解し、豊かな人権感覚を持つことが重要です。

また、その実現のため、すべての市職員が人権尊重を基礎として業務を遂行できるよう、職員研修を積極的に推進します。

1 推進体制の整備

伊勢市人権啓発推進会議を軸として、全庁的に緊密な連絡調整を図り、積極的に施策を推進します。

2 情報の収集と提供

さまざまな人権課題に対応し、啓発や人権教育、人権相談を適切かつ効果的に行うため、県をはじめ関係機関や諸団体との連携を図り、人権に関する研修会への参加や情報交換の機会の充実に努めます。

また、広報などを通じ継続的な啓発に取り組めます。

3 推進状況の評価、基本方針の見直し

この基本方針の推進状況については、定期的な評価、点検をし、必要に応じてこの基本方針の見直しを行います。

資料編

人権に関する世界宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であって、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望とされたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好的な関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再認識し、かつ、一層大きな自由のうちで社会進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの諸権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非

自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙

によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齡その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持ため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連帯を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第三条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

伊勢市人権尊重都市宣言について

平成18年7月11日
告示第65号

平成18年7月11日開議の市議会定例会で議決を経た伊勢市人権尊重都市について、次のとおり宣言します。

伊勢市人権尊重都市宣言

すべて国民は、日本国憲法のもと、基本的人権が保障され自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なお人権が侵害される事象が見受けられます。

今こそ、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、より豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

よって私たちは、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かで明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年7月11日

伊 勢 市

伊勢市人権尊重条例

平成18年7月31日
条例第52号

(目的)

第一条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念並びに伊勢市人権尊重都市宣言の主旨（以下「基本理念等」という。）にのっとり、市、市民及び事業者の責務、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって人権が尊重され守られる明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

- 第二条 市は、基本理念等にのっとり、人権施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、啓発活動等を通じて、基本理念等に関する市民及び事業者（本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。）（以下「市民等」という。）の理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 市は、市行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策の策定及び実施に努めなければならない。

(市民等の責務)

第三条 市民等は、基本理念等にのっとり、相互に基本的人権を尊重し、人権が尊重され守られる社会の実現に寄与するよう努めるとともに、国、県及び市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第四条 市は、市民等、人権関係団体及び関係行政機関との連携を深め、人権が尊重され守られる社会の実現を推進する体制の充実に努めるものとする。

(基本方針)

第五条 市長は、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する基本的な事項
- 二 人権に関する課題に関し市が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 その他人権施策の実施に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める伊勢市人権施策審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(伊勢市人権施策審議会)

第六条 市に、伊勢市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関し必要と認められる事項について、市長等の執行機関に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、市民、知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めたときは、市長等の執行機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、交付の日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

■HIV

HIVとは、Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）のことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守る（このことを“免疫”といいます）のに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ（CD4陽性細胞）などに感染するウイルス。感染した結果、これらの細胞の中でHIVが増殖する。このため、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていき、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、さまざまな病気を発症する。この病気の状態をエイズ（AIDS：Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）と言う。

■NPO

【Nonprofit Organization】 医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野における営利を目的としない、一般的には民間のボランティア団体や市民活動団体を意味する。

■ストーカー行為

《stalkerは忍び寄る者の意》特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返し行うこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

■性的マイノリティ

同性愛者、性同一性障がい者、インターセクシュアルなど、「性」のあり方が社会的にマイノリティ（少数者）である人びとのことを指す。

■性と生殖に関わる健康・権利

【reproductive health/rights(リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ)】 人権と性の視点から妊娠、出産、避妊、性感染症、生殖器や生殖機能に関する疾病、性同一障害その他について、男女の身体的、精神的、社会的なよりよい状態を保障し、特に女性が自らの意思で人生について選択できる自己決定権を尊重する考え方。1994年、カイロの国際人口・開発会議で国際的に承認され、北京世界女性会議、女性2000年会議でも重要課題となった。

■成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこ

これらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度である。

■セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反する性的な言動。1970年代アメリカでこの言葉が誕生し、公民権に反する性差別の一つとする法整備が進んだ。日本では1980年代後半から「セクハラ」という略称で広まり、92年の福岡地裁判決以降、判例として定着、99年の改正男女雇用機会均等法で法的根拠が与えられた。特に、職場・学校におけるものをいい、「対価型」「環境型」のほか、性的な意味合いのないものをジェンダー・ハラスメントという。

■デイサービス

在宅の老人を施設などに送迎し、入浴や食事などを提供する支援事業。

■認知症

認知症とは加齢による記憶障害を主とした病気全般を指す。認知症には脳血管障害によるもの、アルツハイマー病、その他様々なものが含まれる。脳血管障害による認知症には、脳血管が詰まって起こる脳梗塞や血管が破れて起こる脳出血などが含まれている。脳血管障害による認知症では障害部位によって症状が異なり、単なる記憶力の低下だけではなく、めまい、しびれ、言語障害、知的能力の低下など様々な症状を示す特徴がある。アルツハイマー病は初老期の認知症の代表的なもので、脳が全体的に萎縮し、大脳皮質に特異な老人斑が現れて神経原線維に変化が起こる。まず記銘、記憶に障害が起き、特に新しい記憶の障害が目立つ。病気が進行すると、徘徊や多動傾向が見られ、昼夜逆転も生じる。人格が次第に崩壊し、感情の豊かさが失われ、やがて失語症や失認症などが起こる。原因は不明で、治療法は確立していない。（出典「痴呆症と介護」）

■ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同じように人権を認められ、共に地域で社会生活を送ることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

男女を問わず配偶者（事実婚も含む）からの暴力を防止し被害者を保護するため、被害者の相談、保護、自立支援等の体制を整備し、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定する法律。

■バリアフリー

障がいのある人の社会参加にとって障壁（バリア）となるものを取り除くこと。それによって、高齢者や幼児、妊産婦にとっても暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。もとは建築用語だったが、物理的障壁だけでなく、制度、文化・情報、意識の面にも概念が広げられた。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。

■放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全育成を図るもの。

■ユーカラ

アイヌ民族の口承文学。「歌われるもの」と「語られるもの」があるが、このうち「歌われるもの」を総称してユーカラと呼ばれる。世界五大叙事詩に数えられる。

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

人権関係諸法・制度等年表

西暦年	元号	国連関係	国関係	県関係	市関係	備考
1945	昭和20		婦人(女性)参政権			
1947	昭和22		日本国憲法			「基本的人権の尊重」の理念
1948	昭和23	世界人権宣言	児童福祉法			人権デー 12月10日
1949	昭和24	人身売買及び売春禁止条約				女性週間4月10日～4月16日 人権週間12月4日～12月10日
1950	昭和25					
1951	昭和26	難民の地位に関する条約	出入国管理及び難民認定法			
1952	昭和27	婦人参政権条約	外国人登録法			
1956	昭和31		国際連合へ加入			
1960	昭和35		障害者雇用促進法			
1965	昭和40	人種差別撤廃条約	同和对策審議会答申			
1966	昭和41	国際人権規約				
1968	昭和43	国際人権年				
1969	昭和44		同和对策事業特別措置法			
1970	昭和45		心身障害者対策基本法			
1971	昭和46	差別と闘う国際年				
1973	昭和48			三重県同和教育基本方針		
1975	昭和50	国際婦人年				
1976～1985	昭和51～60	国連婦人の10年				
1979	昭和54	女子差別撤廃条約				
		国際児童年				
1981	昭和56	国際障害者年				
1982	昭和57		地域改善対策特別措置法			
1983～1992	昭和58～平成4	国連・障害者の10年				
1985	昭和60		女子差別撤廃条約締結			
1987	昭和62		地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律			
1989	平成元	子どもの権利条約				
1990	平成2	国際識字年		人権県宣言		差別をなくす強調月間 11月11日～12月10日
1993	平成5	女性に対する暴力の撤廃に関する宣言	障害者基本法			
		国際先住者年				
1993～2002	平成5～14	アジア太平洋障害者の10年				
1994	平成6	国際家族年	ハートビル法			
			子どもの権利条約締結			
1995	平成7		高齢社会対策基本法			
1995～2004	平成7～16	人権教育のための国連10年				
1996	平成8		らい予防法の廃止に関する法律			三重県人権センターの開設
			人権擁護施策推進法			
1997	平成9		アイヌ文化振興法施行	人権が尊重される三重をつくる条例		
			人権教育のための国連10年国内行動計画			
1999	平成11	国際高齢者年	男女共同参画社会基本法	三重県人権教育基本方針		
			男女雇用均等法の改定	三重県人権施策基本方針		
			児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	人権教育のための国連10年三重県行動計画		
2000	平成12		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
			男女共同参画基本計画	三重県男女共同参画推進条例		
			ストーカー規制法			
			児童虐待防止法			
			犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律			
			交通バリアフリー法			

人権関係諸法・制度等年表

西暦年	元号	国連関係	国関係	県関係	市関係	備考
2001	平成13		DV防止法			
2002	平成14		同和対策に関する特別法失効	三重県男女共同参画基本計画		
			身体障害者補助犬法			
			人権教育・啓発に関する基本計画			
			健康増進法			
		北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律				
2003	平成15		ハートビル法改正			
2003～2012	平成15～24	国連識字の10年				
2004	平成16		DV防止法改正			
			児童福祉法改正			
			障害者基本法改正			
2005～	平成17～	人権教育のための世界計画				
2005	平成17		男女共同参画基本計画（第2次）			市町村合併
2006	平成18	障害者権利条約	障害者自立支援法	三重県人権施策基本方針改定	伊勢市人権尊重都市宣言	
			拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律		伊勢市人権尊重条例	北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日
					伊勢市男女共同参画都市宣言	
2007	平成19	先住民族の権利に関する国連宣言		三重県男女共同参画基本計画（改訂版）	伊勢市人権教育基本方針	
					伊勢市男女共同参画推進条例	パートナーの日 8月17日
2008	平成20		改正児童虐待防止法		伊勢市男女共同参画基本計画（れいんぼうプラン策定）	
			障害者雇用促進法改正		伊勢市人権教育推進プラン	
2009	平成21			三重県人権教育基本方針改定	伊勢市第5次老人福祉計画・第4期介護保険事業計画	
					伊勢市障害者保健福祉計画	
					伊勢市地域福祉計画	
2010	平成22		第3次男女共同参画基本計画		伊勢市次世代育成支援行動計画＜後期＞	
2011	平成23		障害者基本法改正	第2次三重県男女共同参画基本計画		
				三重県子ども人権条例		犯罪被害者週間 11月25日～12月1日
			人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更			人権課題の12項目に「北朝鮮による拉致問題等」を追加
2012	平成24		障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律		伊勢市第6次老人福祉計画・第5期介護保険事業計画	
			外国人登録の廃止		伊勢市障害者保健福祉計画のうち「障害者自立支援法」を根拠とした部分について、伊勢市障害者福祉計画を策定（改定）	

伊勢市人権施策基本方針

【問い合わせ先】

環境生活部人権政策課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話 (0596)21-5546

FAX (0596)21-5642

E-mail jinken@city.ise.mie.jp